

豊川市監査公表第27号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	野本 逸郎
同職務執行者	戸 苅 敏

別紙

監査結果に基づく措置通知書（環境部清掃事業課）

監査実施期間 平成25年7月22日から

豊川監査公表第34号分

平成25年8月27日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 清掃工場及び三月田最終処分場の事務室等において、パソコンなどの情報資産施設備品、公金及び証紙（粗大ごみシール）などが保管されているが施設警備に係る業務委託がされていないため警備業務の導入について検討されたい。</p> <p>2 清掃工場B棟の水砕水戻り配管工事始め4件、5号炉及び6号炉水砕ピットケーシング、蓋取替修繕工事において、一括した工事として競争入札ができないか検討されたい。</p>	<p>1 清掃工場及び三月田最終処分場の警備業務については、平成26年4月1日から5年間の長期継続契約により当該業務を導入した。</p> <p>2 清掃工場の工事の競争入札については、工期、工種等を勘案しながら、緊急のものを除き、原則競争入札として一括発注する。</p>

(注) 上表の措置状況2番は、平成25年12月19日現在のものである。

上表の措置状況1番は、平成26年7月23日現在のものである。

監査結果に基づく措置通知書（環境部清掃事業課）

監査実施期間 平成25年7月22日から  
平成25年8月27日まで

豊川監査公表第34号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>3 豊川市危険ごみ収集運搬等業務委託において、清掃工場危険ゴミ回収コンテナ配布・回収業務委託（旧小坂井町地区）を統合し、一括した契約ができないか検討されたい。</p> <p>4 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、清掃事業課、プリオ窓口センター、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、その領収書の発行の必要性について検討されたい。</p>	<p>3 危険ごみ回収コンテナ配布・回収業務委託の統合と一括契約については、現在の委託業務が「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく支援措置として豊川環境事業協同組合と、また、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者等の雇用機会等を確保のため公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会豊川市事務所と、地方自治法に基づき随意契約として施行しており、本業務の受託を前提とした人員配置を各業者がとっているため、現状でただちには、変更して一括契約することは難しいが、来年度以降それぞれの業者と調整し統合と一括契約ができないか検討する。</p> <p>4 各取扱所の家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき時の領収書の取扱いの相違については、レジスターを保有していない清掃事業課を除き、レジスターから発行されるレシートの交付による統一的な取扱いとした。 また、現在清掃事業課窓口用のレジスターの導入に向けて検討中である。</p>

(注) 上表の措置状況3、4番は、平成25年12月19日現在のものである。